

茨木市告示第65号

茨木市屋外広告物条例（令和6年茨木市条例第15号）第6条第2項の規定により、非自家用広告物等禁止区域として次の区間及び区域を指定したので、茨木市屋外広告物条例施行規則（令和6年茨木市規則第24号）第3条の規定により告示する。

令和6年4月17日

茨木市長 福岡 洋一

次に掲げる道路（高速自動車国道にあつてはこれに接続する道路出入口を含む。）又は鉄道（供用が開始されていない区間及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた用途地域が商業地域又は近隣商業地域である区域内の区間を除く。）の区間及びその路端から100メートルまでの区域

- 1 高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線
- 2 都市計画道路大岩線
- 3 都市計画道路茨木箕面丘陵線
- 4 都市計画道路耳原大岩線
- 5 都市計画道路上郡佐保線
- 6 都市計画道路国文都市3号線
- 7 都市計画道路国文都市4号線
- 8 都市計画道路山麓線
- 9 高速自動車国道中央自動車道西宮線
- 10 都市計画道路茨木寝屋川線
- 11 都市計画道路京都神戸線
- 12 都市計画道路道祖本摂津北線
- 13 都市計画道路大阪高槻京都線
- 14 西日本旅客鉄道株式会社東海道本線
- 15 阪急電鉄株式会社京都線
- 16 都市計画道路富田目垣線
- 17 都市計画道路茨木駅千里丘陵線
- 18 都市計画道路大阪中央環状線
- 19 都市計画道路十三高槻線
- 20 都市計画道路千里丘寝屋川線